

安城市民間木造住宅

# 耐震改修費補助金申請マニュアル

---

令和8年度

安城市建築課

# 目次

## 1 木造住宅耐震改修費補助の流れ

木造住宅耐震改修工事助成の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・P.1

## 2 補助対象について

(1) 補助対象住宅・・・・・・・・・・・・・・・・P.2

(2) 補助申請者・・・・・・・・・・・・・・・・P.3

(3) 補助制度の種類・・・・・・・・・・・・・・・・P.4

(4) 補助対象となる工事費・・・・・・・・・・・・・・・・P.5

(5) 補助金の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・P.6

## 3 交付申請

(1) 必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・P.7

(2) 申請書作成上の注意・・・・・・・・・・・・・・・・P.8

(3) 見積明細書・・・・・・・・・・・・・・・・P.9

## 4 中間検査

中間検査について・・・・・・・・・・・・・・・・P.10

## 5 変更

(1) 変更申請について・・・・・・・・・・・・・・・・P.11

(2) 必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・P.11

## 6 取りやめ

(1) 工事の取りやめについて・・・・・・・・・・・・・・・・P.12

(2) 必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・P.12

# 目次

## 7 完了実績報告書

必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.13

## 8 補助金の請求

(1) 必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・P.14

(2) 補助金の請求の注意事項・・・・・・・・P.14

## 9 補強計画の考え方

(1) 補強後の耐震性の決定・・・・・・・・P.15

(2) 申請時の注意事項・・・・・・・・P.15

## 10 工事における注意事項

工事における注意事項・・・・・・・・P.16

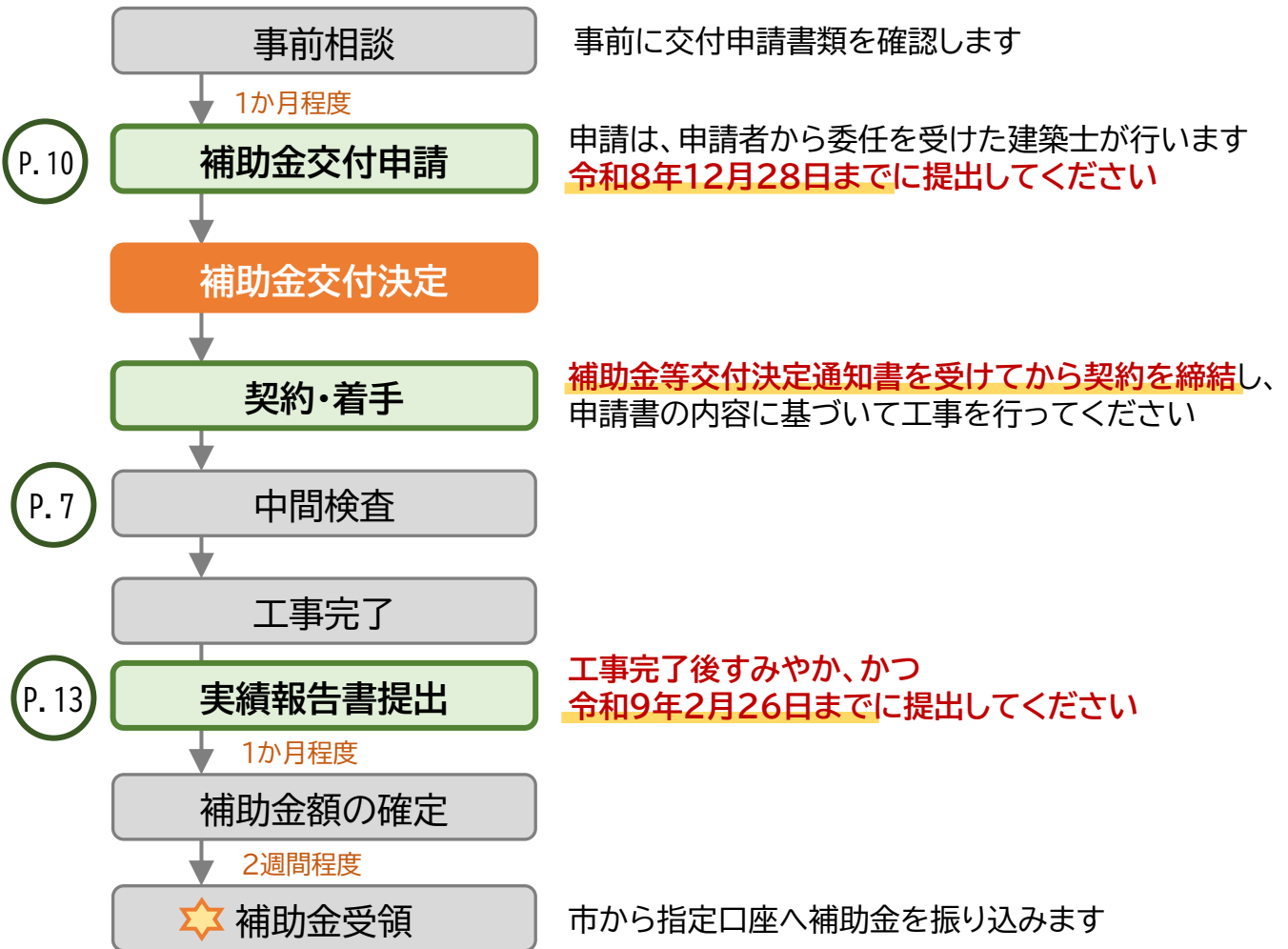
## 11 写真の撮り方

(1) 写真の撮り方・・・・・・・・P.17

(2) 写真の整理・・・・・・・・P.17

(3) 写真の撮り方の例・・・・・・・・P.20

# 1 木造住宅耐震改修費補助の流れ

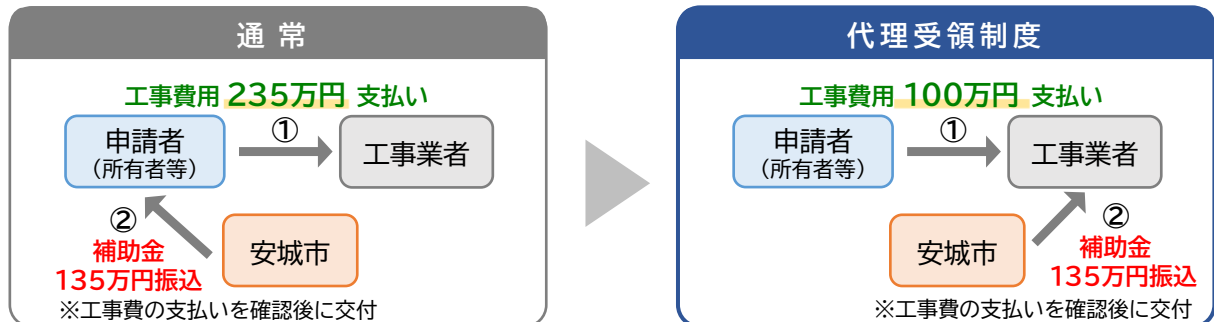


## ★ 代理受領制度も使用できます (P. 7)

申請者が補助金の受領を工事業者へ委任することで、補助金相当額が工事費の支払いから控除される制度です。

申請者は、補助金相当額を除いた工事費用を用意すればよいため、支払いの負担が軽減されます。

(例)木造住宅の耐震改修工事費235万円、補助金135万円の場合



## 2 補助対象について

### (1) 補助対象住宅

---

- 安城市の行った診断の結果、判定値が1.0未満である木造住宅【段階型は0.4未満】  
または愛知県建築住宅センターでの診断で、得点が80点未満の木造住宅【段階型は40点未満】
- 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- 在来の木造軸組構法または伝統工法で建築された、平家建てまたは2階建てのもの。  
(プレハブ、ツーバイフォー工法等は対象外)
- 建築基準法の規定に著しく違反していないもの  
(違反している例：接道がない、2項道路の後退用地内に建築物が出ている等)
- 店舗等、住宅以外の用途を兼ねる場合は面積が延べ面積の2分の1未満のもの
- 現に居住の用に供しているもの
- 当該住宅及びその敷地において、過去に耐震改修工事、緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業補助金の交付を受けていないもの。ただし、段階的改修において二段目耐震改修工事について補助金の交付を受けようとする場合は、この限りではない。

## (2) 補助対象者

---

### ●申請者について

以下の全てに該当する方

- ・市内の民間木造住宅に耐震改修工事を行う方  
(所有者以外の方については、所有者の同意が得られた方)
- ・令和9年2月末日までに耐震改修工事を完了する方
- ・市税を滞納していない方
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない方

## (3) 補助対象工事

### ●一般型

安城市等の無料耐震診断を受けた結果、判定値が1.0未満の住宅について、判定値を1.0以上（判定値が0.7以上1.0未満の場合は0.3以上加算）とする耐震改修工事

### ●段階型（1段階目）

安城市等の無料耐震診断を受けた結果、以下の①もしくは②とする耐震改修工事

- ①判定値が0.4未満の住宅について、判定値を0.7以上1.0未満とする
- ②判定値が1.0未満の2階建ての住宅について、1階部分の判定値を1.0以上とする

### ●段階型（2段階目）

安城市の段階型（1段階目）の耐震改修工事を行い、補助金の交付を受けた住宅について、判定値を1.0以上（当初診断の判定値が0.7以上1.0未満の場合は0.3以上加算）とする耐震改修工事

### ●簡易型

安城市等の無料耐震診断を受けた結果、判定値が1.0未満の住宅を、判定値が0.1加算した数値以上とする耐震改修工事（ただし、耐震上有効なものに限る。）

※市の無料診断以外に（一財）愛知県建築住宅センターが実施する診断を受けた場合も対象になります。

※平成17年度以前に実施された診断の場合は安城市民間木造住宅耐震改修補助金交付要綱を参照

#### 補強計画とは？

- 愛知県 「改訂(第5版) 愛知県木造住宅耐震診断マニュアル」によるもの
- （一財）日本建築防災協会  
「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」によるもの
- （一財）日本建築防災協会の技術評価を受けたもの
- 愛知建築地震災害軽減システム研究協議会  
「木造住宅 低コスト 耐震補強の手引き」（最新版）によるもの

※参考：（一財）日本建築防災協会及び愛知建築地震災害軽減システム研究協議会はウェブサイトもごございます。

※他の制度による補助等を受けている場合は、補助対象工事から除かれる場合があります。

## (4) 補助対象となる工事費

### 改修工事について

- 補助金対象工事費は、耐震改修工事に要する費用が対象となります。

必ず『交付決定通知日』以降に契約をしてください。  
交付決定通知日より前に、契約を行っている場合は補助金の対象と認められませんので、ご注意ください。

- 補助金対象工事費は、原則補強工事をするのに必要な最低限の部分の工事費に限られます。

最低限の部分とは？

範囲：原則、壁工事費は当該補強壁部分とします。また、天井・床については、当該補強工事に影響のある範囲の解体復旧工事は付帯工事として対象とします。影響範囲とは改修箇所の両サイド3尺程度です。

工事費：上記範囲内の撤去・処分、補強、現状復旧の経費 →明細書の作成例：P.9

- 上記範囲以外の工事費および住宅の耐震性向上とならない工事は、リフォーム工事扱いとなり、補助対象とはなりません。

### 改修設計費について

- 改修工事のための補強設計にかかる費用が対象です。その他リフォームのための設計費は補助対象外です。

リフォーム工事の例

- ・屋根軽量化・耐震診断上の劣化改善のうち改修後の評点に影響しない屋根の葺き替え
- ・水廻りの工事

・ブロック塀の補強工事

(ブロック塀の補強ではなく撤去する場合は、「安城市ブロック塀等撤去費補助金」制度があります。補助制度を活用する場合は、別途工事前に申請が必要です。)

- 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の精密診断法その他市長が認めるプログラムによる設計の場合、補助金の限度額が上がります。

## (5) 補助金の限度額

区分	一般診断法による設計	精密診断法による設計
一般型	135万円	155万円
	<b>【基本分】</b> 耐震補強工事の80%(115万円) <b>【上乗せ分】</b> 耐震補強工事費と改修設計費(10万円)の総額(135万円)から基本額を減じた額	<b>【基本分】</b> 耐震補強工事の80%(115万円) <b>【上乗せ分】</b> 耐震補強工事費と改修設計費(30万円)の総額(135万円)から基本額を減じた額
段階型 (1段階目)	60万円	80万円
	<b>【基本分】</b> 耐震補強工事の80%(50万円) <b>【上乗せ分】</b> 耐震補強工事費と改修設計費(10万円)の総額(60万円)から基本額を減じた額	<b>【基本分】</b> 耐震補強工事の80%(50万円) <b>【上乗せ分】</b> 耐震補強工事費と改修設計費(30万円)の総額(80万円)から基本額を減じた額
段階型 (2段階目)	60万円	
	<b>【基本分】</b> 耐震補強工事の80%(50万円) <b>【上乗せ分】</b> 耐震補強工事費と改修設計費(10万円)の総額(60万円)から基本額を減じた額	
簡易型	耐震補強工事費の1/2 または 30万円 のいずれか低い額	

### 3 交付申請（受付期間：R8.4.1～R8.12.28）

#### （1）必要書類

- 安城市木造住宅耐震改修費補助金交付申請書（様式第1号）
- 委任状（別紙1）
- 耐震改修工事 概要書（別紙2）
- 民間木造住宅耐震改修工事 見積書（別紙3）

対象経費とそれ以外の工事費がわかる明細書（数量及び単価を明示）を添付

- 案内図

住宅地図又は1/2500都市計画図

- 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し

報告書一式の写し（写真も含む）

- 耐震補強計算書（改修後の判定値がわかる書類）

診断プログラム（一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価を受けたもの、または市長が認めるもの）によるもの

- 現況平面図

- 耐震改修計画図、その他改修方法を示す図書

建築士の記名があるもの

- 施工詳細図

特殊な工法により補強を行う場合、基礎補強を行う場合は添付。建築士の記名があるもの

- N値計算表（接合部Ⅰの場合）

建築士の記名があるもの。接合部の補強内容を確認。平面図と整合が取れるようにすること

- 認定工法等壁基準耐力のわかるもの

認定書や評価シートの写し

- 同意書（住宅の所有者以外が申請する場合）

- 段階的改修（1段階目）の場合、建物全体の判定値を1.0以上にする（2段階目）耐震改修計画図及び補強計算書

以下は市税に関する賦課徴収資料の閲覧を承諾しない場合に提出が必要です。

▲市税の滞納がないことを証明する書類

▲耐震改修工事を行う住宅の建築年のわかる書類

#### ※代理受領制度を活用する場合

申請者との契約により耐震改修工事を実施した者（工事施工者）が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる「代理受領制度」を利用する場合は、別途、代理受領に係る手続きが必要です。補助金申請時に併せて代理受領届出書を提出してください。

## (2) 申請書作成上の注意

---

### ●必要書類が揃ったら、事前チェックを受けてください。

市の事前チェックの修正が終わったあと、交付申請を行ってください。  
審査に1ヶ月程度かかりますので、余裕を持った計画としてください。

### ●申請者は適切ですか？

申請者（補助対象者）は住宅の耐震改修工事を行う方です。  
住宅の所有者以外の場合は、当該所有者の同意を得られた方に限ります。

### ●固定資産税等安城市に納める税金を滞納していませんか？

固定資産税等を滞納している場合は申請できません。

### ●書類に消せるボールペン・修正液・修正テープを使用していませんか？

理由を問わず消せるボールペンで記載している図書、修正液・修正テープを使用している  
図書は受付できませんので、ご注意ください。  
書類を訂正するときは訂正印を使用してください。

### ●工期の予定は適切ですか？

事前チェックから補助金の交付決定が出るまでに、1ヶ月程度かかります。考慮したうえで  
着手日を記入してください。（書類に不備が多い場合は、何度も訂正を行う分、交付決定ま  
でに更に時間がかかる場合があります）

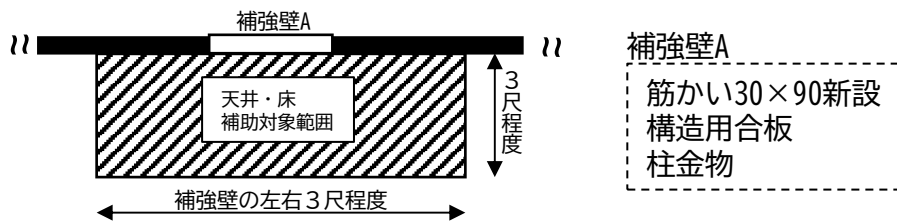
### ●無料診断時と既設の判断を変更したい場合

再診断を設計士の責任の下で行っていただきます。再診断の判定値を使用する場合は、事前  
に相談してください。

### (3) 見積明細書

- 施工業者等の記名があるものを提出してください。
- 補助金対象工事費とそれ以外の部分を明確に分けて表記してください。
- できるだけ施工箇所ごとに分けて表記してください。

明細書の作成例（補助対象部分）



明細書						
補強壁A						
項目（既設解体等）		数量	単位	単価	金額	備考
筋かい	30×90	1	本	〇〇〇	〇〇〇	
構造用合板	3×6板厚9mm	1	枚	〇〇〇	〇〇〇	
金物	ホールダウン金物	2	個	〇〇〇	△△△	
金物	その他金物	2	個	〇〇〇	△△△	
施工費		1	式	〇〇〇	〇〇〇	
壁解体 （補助対象部分）		1	箇所	〇〇〇	〇〇〇	
天井、床解体 （補助対象部分）		1	箇所	〇〇〇	〇〇〇	
壁復旧 （補助対象部分）	クロス仕上げ	1	箇所	〇〇〇	〇〇〇	
天井、床復旧 （補助対象部分）	フローリング	1	箇所	〇〇〇	〇〇〇	

- 耐震改修工事とリフォーム工事の見積を別で作成する場合、二重計上とならないように注意してください。別契約であれば耐震改修工事の見積の提出のみで可とします。
- 工事契約は、見積書と同じ金額で行うように、【施主・施工業者】と打合せをしてください。

## 4 中間検査

### 中間検査について

- 工事が進んだら市職員による中間検査を行います。検査希望日の1週間前までには予約をお願いします。
- 中間検査は補強箇所を対象としていますので、検査時には筋かい、柱金物、構造用合板などの補強の状況がわかるようにしてください。（解体した状態や施工箇所を全て塞いだ状態での検査はできませんのでご注意ください。）

構造用合板・筋かいや柱金物等の接合状況・補強部材の施工状況等を確認いたしますので、可能な限り改修壁面を塞がないでください。

- 中間検査は、平日に行えるように調整をお願いします。中間検査時は、必ず設計者が事前に検査した上で立会いをしてください。立会いは設計者または建築士の資格を持っている方が行ってください。その際には、建築士の資格の確認等を行う場合があります。

**中間検査を実施できない事が無いよう、ご注意ください。**

## 5 変更

### (1) 変更申請について

- 現場で取り壊しをした状況などにより、設計変更や追加工事をする必要が生じた場合には、変更部分を施工する前や完了実績報告書の提出期限の前に、建築課へご相談下さい。

交付決定時の工事内容と異なる工事や不適切な工事を行う等で判定値が補助対象工事条件を下回る場合や、工事実績報告書類の提出期限を越える場合には、補助金が交付できなくなる場合があります。

交付決定後の申請者の変更は原則できません。工事に着手していない場合は、工事取りやめの手続き後、再度交付申請書を提出してください。工事に着手している場合、交付申請はできません。

### (2) 必要書類

- 変更申請が必要と判断された場合は、すみやかに変更交付申請書を提出してください。変更申請が不要な場合でも、工事完了までに変更概要書等の必要書類を提出してください。

	補助金の金額の変更を伴う変更がある場合	補助金の金額の変更を伴わない変更がある場合
事例	<ul style="list-style-type: none"><li>・見積金額が変更となり、補助金の額が変更になる</li></ul> <p>⇒変更交付申請が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・工事予定箇所（位置等）が変更となるが、見積金額に変更はない</li><li>・追加工事が発生するものの、別契約である</li><li>・追加工事が発生し見積金額が変わるが、補助金の額について変更がない</li></ul>
提出書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・安城市民間木造住宅耐震改修費補助金変更交付申請書（様式第3）</li><li>・変更概要書（別紙5）</li><li>・変更後の耐震改修工事見積書</li><li>・変更後の耐震補強計算書</li><li>・変更後の耐震改修計画図</li><li>・その他必要な書類</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・変更概要書（別紙5）</li><li>・変更後の耐震補強計算書</li><li>・変更後の耐震改修計画図</li><li>・その他必要な書類</li></ul>

## 6 取りやめ

### (1) 工事の取りやめについて

---

●なんらかの事情により、工事のを取りやめる時には、すみやかに建築課の担当者に連絡をし、安城市民間木造住宅耐震改修工事取りやめ届（様式第5）を提出してください。

### (2) 必要書類

---

●安城市民間木造住宅耐震改修工事取りやめ届（様式第5）

## 7 実績報告書

### 必要書類

#### ●安城市民間木造住宅耐震改修費補助金実績報告書（様式第6）

申請書に記載のある建築士は、補助金交付申請に基づき適正に工事が施工されていることを確認・署名した上で、工事完了実績報告書を提出してください。  
工事完了後速やかに、かつ令和9年2月28日までに提出してください。

#### ●耐震改修工事の契約書の写し

契約は必ず交付決定通知日以降に行ってください。  
収入印紙が適切なことを確認してください。  
交付決定後に金額の変更等がある場合は、変更契約書等が必要なため相談してください。

#### ●工事精算書(別紙3)及び明細書

申請時に提出した見積書と同額でない場合は変更の手続きが必要です。（詳しくはP.11へ）

#### ●耐震改修工事の領収書の写し

領収書の宛名は申請者です。耐震工事費であることを明確にしてください。  
代理受領の場合は、補助金の額を差し引いた金額としてください。  
ただし書きが空欄のものは認められません。

#### ●工事写真（着手前、工事施工中、工事完了後）

平面図に撮影箇所を記入し、**全ての補強箇所**の着手前、工事施工中、工事完了後の写真を撮影してください。また、撮影箇所がわかるように平面図へ記載してください。  
『12 写真の撮り方』参照（P.19～P.24）

### 所得税の特別控除または固定資産税の特別控除を受けようとする場合

#### ●住宅耐震改修証明申請書

- ・所得税の場合  
申請者の条件は、「当該住宅に居住し、その住宅を耐震改修した（耐震改修工事費を支払った者）」となります。条件に合わない場合は申請できません。  
詳細については、最寄りの税務署へお尋ねください。
  - ・固定資産税の場合 減額措置の申告は、工事完了日から3ヶ月以内に行ってください。  
詳細については、安城市の資産税課(0566)-71-2215へお尋ねください。
- ※証明書の再発行はできませんので、大切に保管してください。

### 施工業者登録について

#### ●耐震改修工事施工業者等 登録申請書

登録すると前年度に改修を行った設計者、施工業者の一覧に掲載されます。該当する住宅の規模や改修前、改修後の評点、改修にかかった金額等が安城市HPに公表されます。

## 8 補助金の請求

### (1) 必要書類

---

#### ●補助金等交付請求書（様式第6）

補助金等交付請求書（様式第6）の金額は、訂正印等で訂正ができませんので、ご注意ください。補助金の振込先については、申請者名義の口座としてください。名義が違う場合は委任状が必要です。

### (2) 補助金の請求の注意事項

---

●補助金の支払いは、実績報告書の審査後、4週間程度（年末年始等を挟む場合はもう少しお時間がかかる場合があります。）で指定の口座に振り込まれます。

#### ●代理受領制度を利用する場合

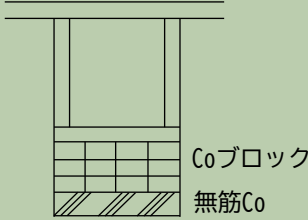
申請者との契約により耐震改修工事を実施した者（工事施工者）が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことのできる「代理受領制度」を利用する場合は、別途、代理受領に係る手続きが必要です。代理受領制度を利用する場合、補助金申請時にお知らせください。

## 9 補強計画の考え方

### (1) 補強後の耐震性の決定

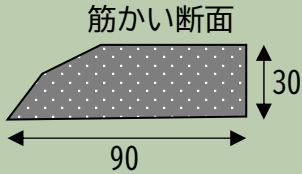
- 工事費用と補強後の耐震性（判定値1.0以上や段階的改修の1段階目等）をどの程度にするかという目標設定については、建築主と設計士でよく相談して決定してください。工事開始後の予想外の事態も想定し、目標の評点ギリギリではなく、ある程度余力のある計画をしてください。

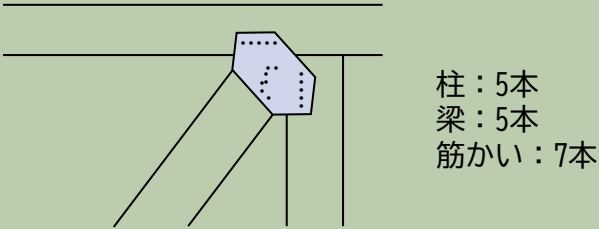
### (2) 申請時の注意事項

補強箇所	内容
基礎	<ul style="list-style-type: none"><li>・浴室周りなどの基礎の上に、コンクリートブロックがある場合は、壁基準耐力を無視して補強計画を作成してください。</li></ul>  <p>The diagram shows a cross-section of a foundation. At the bottom is a hatched area labeled '無筋Co' (unreinforced concrete). Above it is a layer of concrete blocks labeled 'Coブロック' (concrete block). Above the blocks is a vertical wall structure.</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・基礎の補強をする場合、基礎補強の図面(断面図)を提出してください。</li></ul>
壁	<ul style="list-style-type: none"><li>・愛知建築地震災害軽減システム研究協議会にて評価された工法を使用する場合は、評価シートの写しを添付してください。（評価仕様と異なる施工は認められません。）</li><li>・施工者指定のある工法を使用する場合には、講習受講修了証等を添付してください。</li><li>・天井、床を解体しなくてもよい工法を使用する場合は天井、床の解体、復旧は最小限にしてください。</li></ul>
劣化	<ul style="list-style-type: none"><li>・劣化を改善する場合は、図面に部位と改善方法の記載をしてください。</li></ul>
図面	<ul style="list-style-type: none"><li>・図面は凡例表を作成し、平面図には凡例を記入することでその壁の様を確認できるように作成してください。</li><li>・耐震に関係のない家具等の記入は避けてください。</li></ul>

# 10 工事における注意事項

## 工事における注意事項

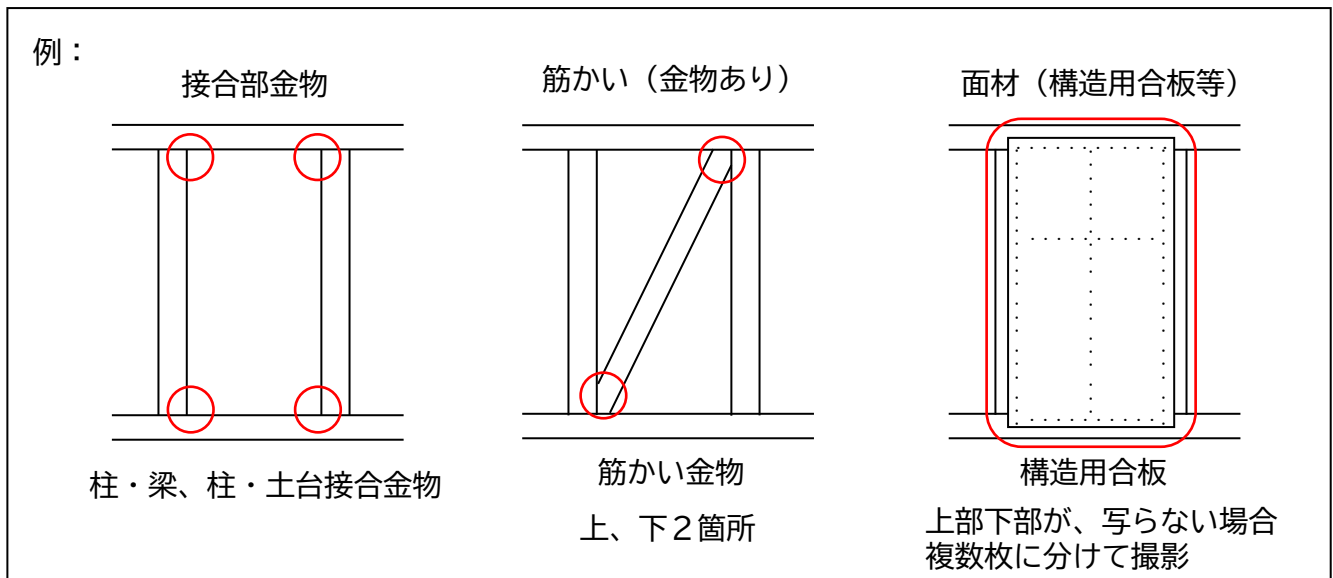
施工箇所	内容
構造用合板	構造用合板はJAS の基準に合格した「構造用合板」に限ります。 ※俗に言うコンパネはJAS 規格外のものもあり、構造用合板とは違います。（コンパネとは、コンクリート型枠用の合板です。耐力要素として評価できず、使用されている接着剤等も住宅用のものではないので、ご注意ください。） ※クロス下地用合板等特殊な合板を使用する場合は、認定の工法の仕様で施工してください。
	大壁入隅等は、受材を用いて張らなければならない場合がありますので、注意してください。施工要領については「木造住宅 低コスト耐震補強の手引き」にしたがってください。
	構造用合板にコンセント等の開口がある場合の評価は「木造住宅低コスト耐震補強の手引き」の構造用合板の切り欠き、穴あき（開口・孔）ルールにしたがってください。（耐震補強工事完了後、設備業者が勝手に構造用合板に開口してしまったという事が無いよう、開口種類・位置を計画（把握）しておいてください。）
	釘は構造用合板にめり込み過ぎないように施工してください。打ちすぎると、地震時に割れの原因となりますので、注意してください。
筋かい	既設の筋かいを利用する場合等、筋かい断面が補強計算どおりあるか、欠損などを確認してください。  例：既設の筋かいの断面が、補強計算で予定していた30×90 以上の断面がとれない。   →30×90 を新設する。もしくは筋かい耐力無しで再計算
	筋かい金物をかど金物で代用することは不可です。納まりも考慮して必ず筋かいサイズに応じた金物を使用してください。 （※30×90 の筋かいには1.5 倍金物、45×90 の筋かいには2倍金物等。）

施工箇所	内容
筋かい	<p>ビスは規定されているビスを、既定の本数施工してください。 ※例</p>  <p>柱：5本 梁：5本 筋かい：7本</p> <p>各金物の決められた本数のビスを各部材へ正しく施工してください。</p>
柱金物	<p>「出来ないから施工しない」ではなく、「施工できるものを選んで施工する」ようにしてください。</p> <p>補強計算において「接合部Ⅰ」と評価している補強壁については、柱金物を『平成12年建設省告示第1460号に適合する仕様』にしなくてはなりません。 N値計算により柱金物を計画していた場合、筋かいの向き、計画変更により柱金物の変更が必要になることがあります。ご注意ください。</p> <p>N値計算の結果、15kN・20kNの柱金物等を施工する場合、柱脚はホールダウン金物等で基礎と緊結するように施工してください。</p> <p>2階が変更になると、直下の1階の金物に変更になることがあるので、注意が必要です。</p>

# 1 1 写真の撮り方

## (1) 写真の撮り方

補強計算上、耐震性を向上させるために施工する金物・筋かい・壁・劣化改善箇所等は、**全箇所**撮影してください。



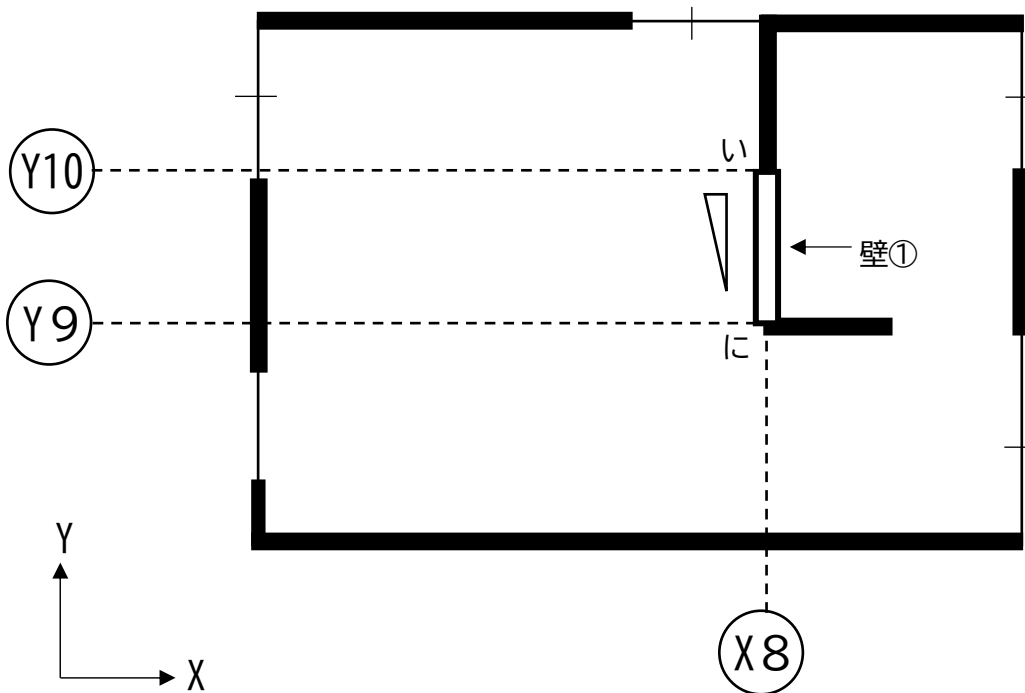
- 筋かい金物や柱金物は柱ビス、梁（土台）ビス、筋かいビスが全て確認できるように撮影してください。（アンカーボルトが必要な金物〔HD 金物等〕は、アンカーボルト等も写るように撮影してください。）
- 新設の構造用合板など面材（PB等も含む）は、補強壁全面を撮影してください。場所の関係で1枚に収まらないときは上半分、下半分など、複数枚に分けて撮影してください。
- 上記面材は、『釘またはビスピッチ』を撮影してください。（全体が写っていれば各面材につき1枚の写真でもかまいませんが、なるべく釘やビスが見えるように撮影してください。複数枚の分割でも可です。）
- 受材を使用する真壁や胴縁仕様・アルミアングル下地などを使用する場合は、下地材の写真も撮影し、添付してください。

## (2) 写真の整理

- 平面図等で撮影箇所が分かるように整理し、壁ごとや部屋ごとにまとめてください。
- 撮影時に補強壁・柱ごとに直接番号を書く、またはホワイトボード等を活用して通り名などを写真内に収めて位置を特定しやすく等をする、写真整理の際にどこの写真かわからなくなるといった失敗が少なくなります。
- 写真は必ずカラーで提出してください。（写真にナンバーやページ番号を付けてください。）A4版に3枚程度を配置し、向きを揃えてください。明るさや縦横比の保持に注意して、見やすい写真を心がけてください。

### (3) 写真の撮り方の例

#### 写真撮影例



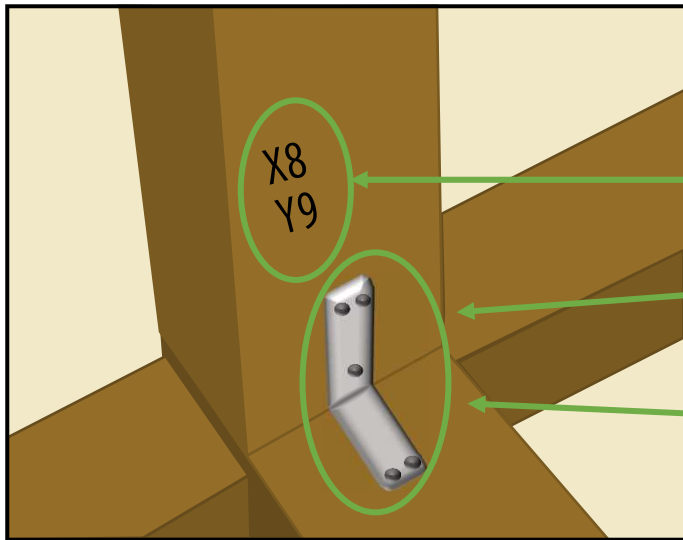
#### 写真撮影例 補強仕様

##### 壁① (X8-Y9~10) の補強

- ・柱金物 (N 値計算による接合部 I)
  - い: 「コンパクトコーナー (は)」
  - 「エースプレート (は)」
  - に: 「ハイパースリムⅡ (へ)」(※柱金物は設計者判断により、計算値よりも大きいものを使用する事は問題ありません。)
- ・新設筋かい
  - 45×90 シングル (筋かい金物有)(※筋かい金物については、筋かいサイズに応じた金物・ビス (種類・本数) をご使用ください。)
- ・構造用合板 (A-111)
  - t = 12mm 釘N50@150 四周間柱打ち

#### <写真整理のポイント>

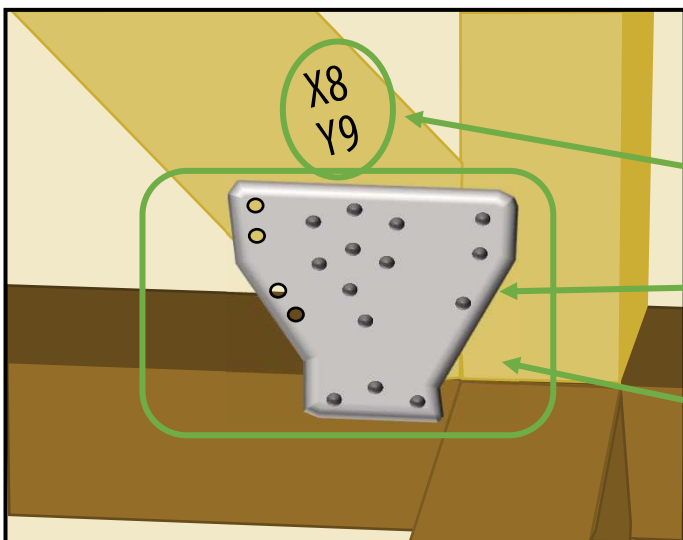
- ・写真をまとめる際に写真番号 (No. 1、No. 2…) 等があると、分かりやすくなります。
- ・「補強平面図に通名 (X1…、Y1…) を記載する・壁番号 (壁①…) を付ける」等をする、写真と図面の位置が特定しやすくなります。



No. 1 壁① 1階X8-Y9  
柱下部金物

<柱金物 撮影等のポイント1>

- 後から場所が特定できるように、撮影の際に通名等を入れると分かりやすいです。(ボード等使用する方法もあります。)
- なるべく柱金物のビスの色・本数が確認できるように、撮影してください。(金物毎の仕様のビス・本数にて適切に施工してください。)
- 写真が小さい・ピンボケしている等の原因でビスが見えない場合がありますので、ご注意ください。

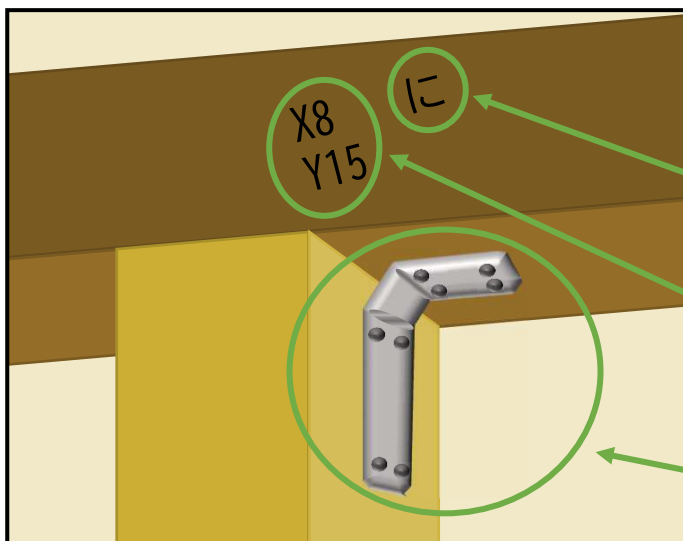


No. 2 壁① 1階X8-Y9  
下部筋かい金物

<筋かい金物 撮影等のポイント1>

- 後から場所が特定できるように、撮影の際に通名等を入れると分かりやすいです。(ボード等使用する方法もあります。)
- なるべく筋かい金物のビスの色・本数が確認できるように、撮影してください。(金物毎の仕様のビス・本数にて適切に施工してください。)
- 写真が小さい・ピンボケしている等の原因でビスが見えない場合がありますので、ご注意ください。

※筋かい金物によっては、完成後の写真のみではビスが全て見えないことがあります。必要に応じて、筋かいのビスの施工途中写真と設置後の写真の2回に分ける等を行い、ビスが全て確認出来るようにしてください。

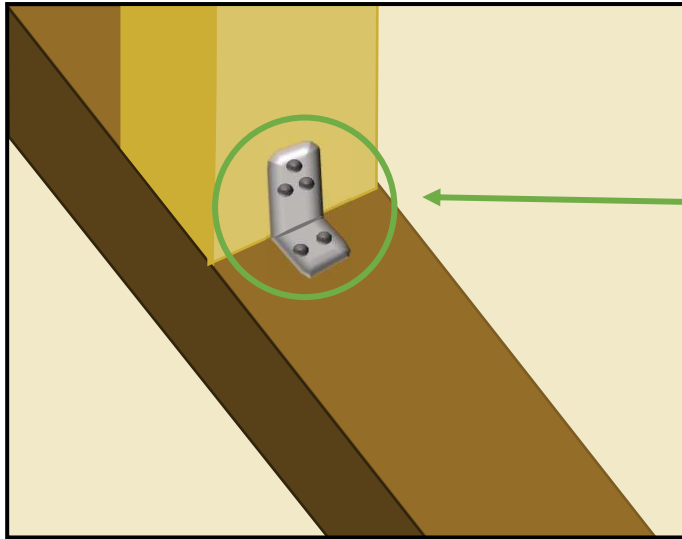


No. 3 壁① 1階X8-Y9  
(写真内通名の表記誤記)  
柱上部金物

<柱金物 撮影等のポイント2>

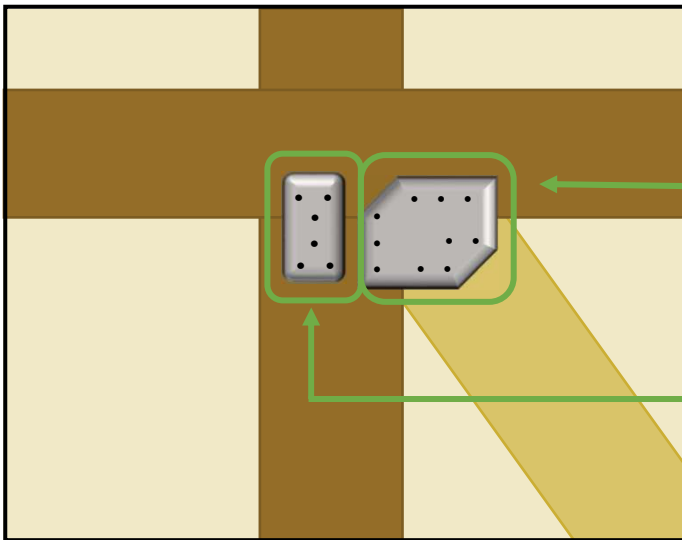
- 柱金物の設置の誤りを減らすため、撮影の際に金物記号を入れる方法もあります。
- 仮に通名が間違っていることが後から分かった場合、写真横のコメントに写真内の表示が誤記である事と正しい通名を記載してください。
- 柱金物は対象となる柱の柱頭柱脚両方撮影してください。

※「通し柱」の場合は、1階の場合は柱脚側、2階の場合は柱頭側のみの撮影でよいですが、写真コメントや平面図等に「通し柱」である事が分かるよう記載してください。



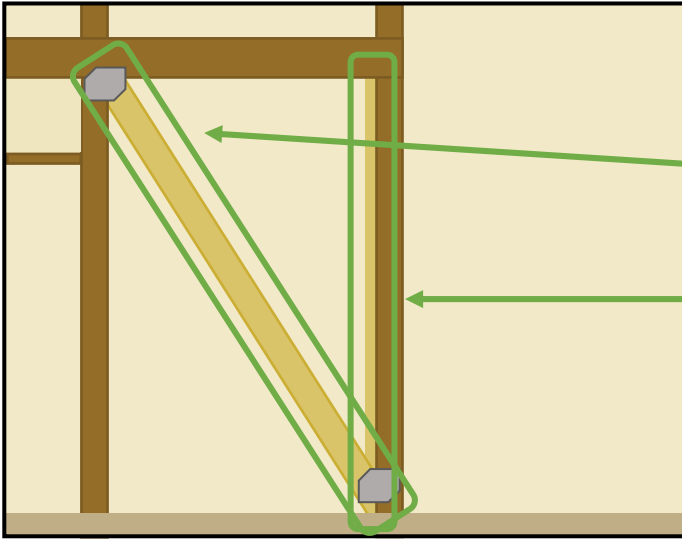
No. 4 壁① 1階X8-Y10  
柱下部金物

- <柱金物 撮影等のポイント3>
- 施工時の木屑等で、接合部のビスが隠れて見えないことがよくあるため、木屑が多い場合は、撮影前にあらかじめ清掃等を行ってから撮影してください。



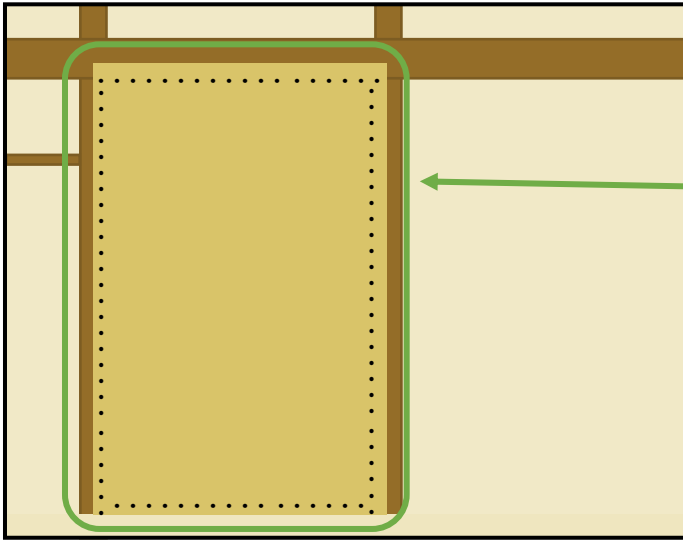
No. 5 壁① 1階X8-Y10  
柱上部金物・上部筋かい金物

- <筋かい金物 撮影等のポイント1>
- 30×90 の筋かいには1.5 倍、45×90 の筋かいには2.0 倍の筋かい金物・ビスを使用して下さいよう、ご注意ください。（金物毎の仕様のビス・本数にて適切に施工して下さい。）
- <柱金物 撮影等のポイント2>
- 金物には、柱側・横架材側の向きがあるものもございますので、ご注意ください。



No. 6 壁① 1階X8-Y9~10  
筋かい全体・構造用合板下地材

- <筋かい 撮影等のポイント>
- 接合部の写真のみでは、筋かいの向きが分からなくなる事がある為、接合部の拡大写真+全体図を撮影する事を推奨します。
- <面材 撮影等のポイント1>
- 真壁や勝負のある部材、アルミアングルの受材等の下地材を取付けている場合、面材を設置する前に下地材の写真を撮影してください。

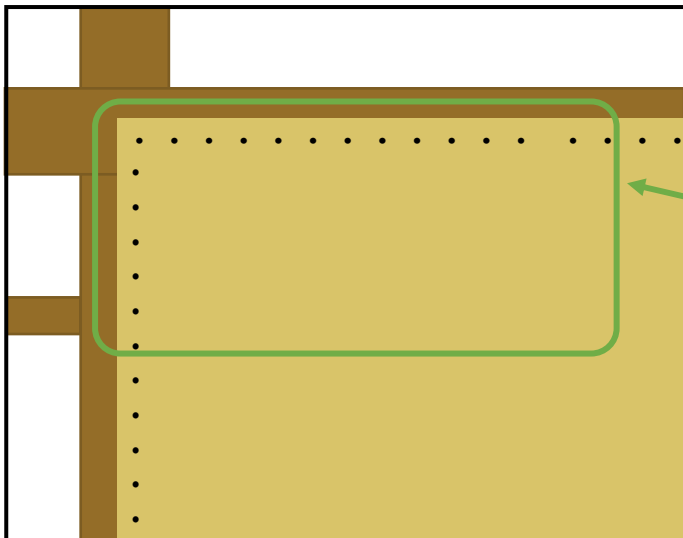


No. 7 壁① 1階X8-Y9~10  
構造用合板

<面材 撮影等のポイント2>

- 全体の写真を撮影頂き、壁全体が1枚に入りきらない場合や、釘やビスが見えにくい場合については、2~3分割程度に分けて撮影頂いてもかまいません。なるべく釘やビスが見えるように撮影してください。

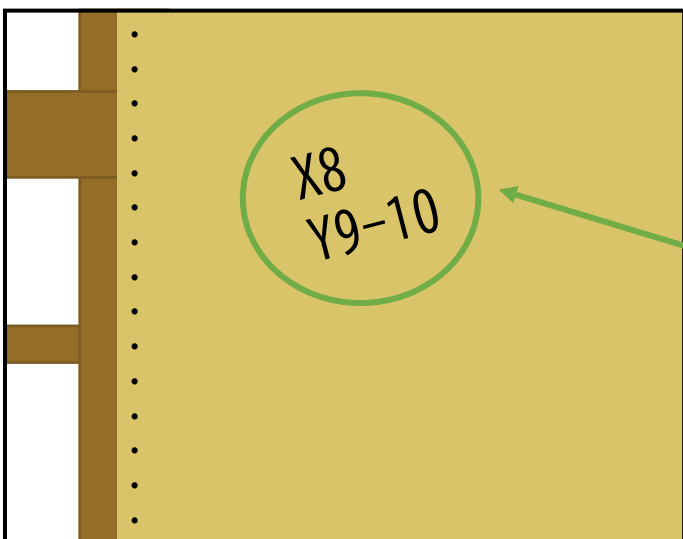
面材写真分割例 (No. 8~10)



No. 8 壁① 1階X8-Y9~10  
構造用合板上部

<面材 撮影等のポイント3>

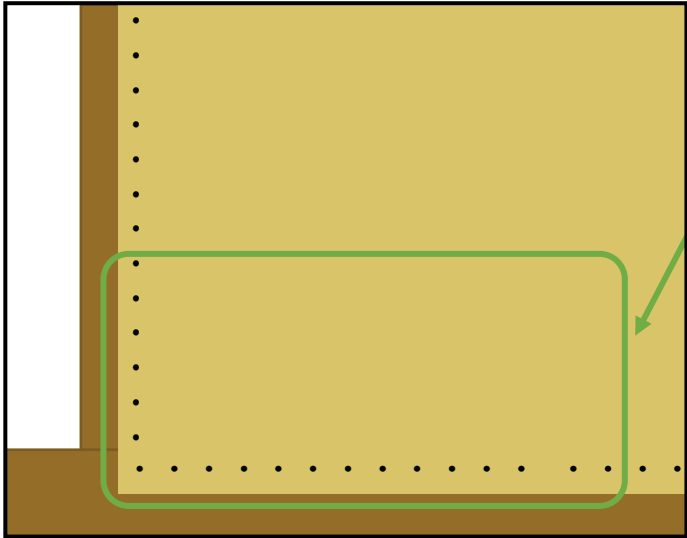
- 特に四周打ちや上下開きの場合、上部の釘やビスの状況、構造用合板等の状況が影などで見えなくなっている事が多いのでご注意ください。



No. 9 壁① 1階X8-Y9~10  
構造用合板中央

<面材 撮影等のポイント4>

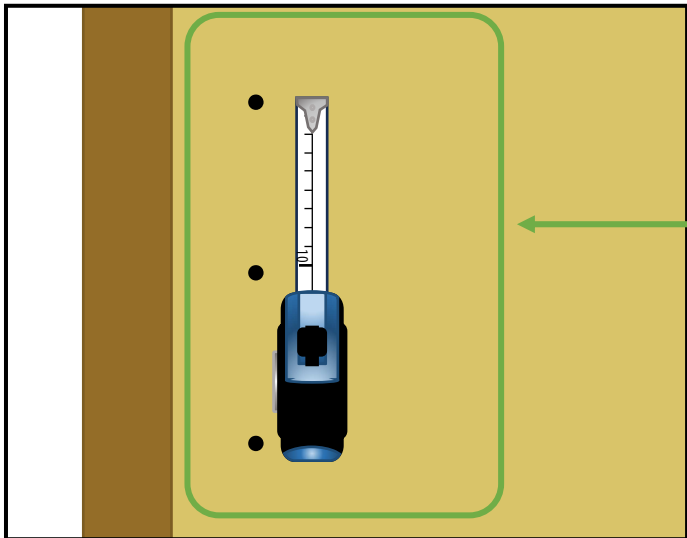
- 後から場所が特定できるよう、撮影の際に通り名等を入れると分かりやすいです。(ボード等使用する方法もあります。)



No.10 壁① 1階X8-Y9~10  
構造用合板下部

<面材 撮影等のポイント5>

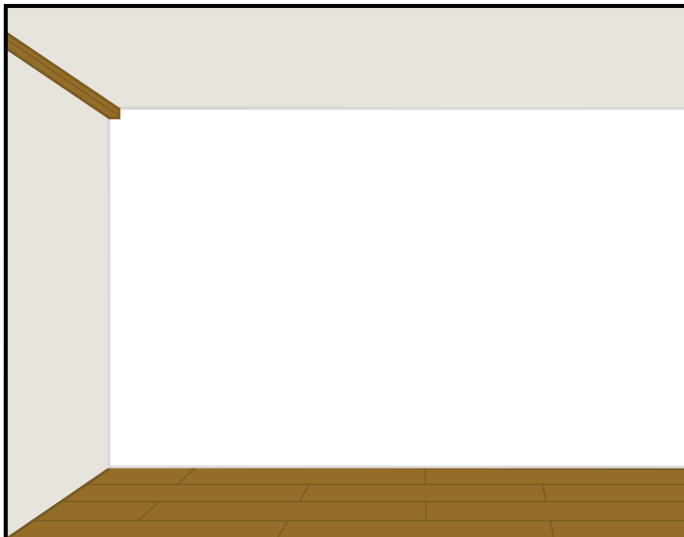
- 特に四周打ちの場合、下部の釘・ビスの状況が床板などで見えなくなっている事が多いので、ご注意ください。



No.11 壁① 1階X8-Y9~10  
構造用合板下ビス間隔

<面材 撮影等のポイント5>

- ビスの間隔が確認できるようにスケール等を当てて写真を撮ってください。



No.12 壁① 1階X8-Y9~10  
仕上げ

<仕上 撮影等のポイント>

- 仕上げを行った時点で写真を撮ってください。
- 荷物がある場合は、なるべく荷物が無い状態で撮影してください。

■問い合わせ先

安城市建設部 建築課 建築指導係

T E L 0566-71-2241 (直通)

F A X 0566-77-0010

E-mail [kenchiku@city.anjo.lg.jp](mailto:kenchiku@city.anjo.lg.jp)

R8.4 初版



---

耐震啓発キャラクター  
『シン太』